

熊本市公報 (臨時)

第1438号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目次 公 告

○熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領 (公告第269号)	10
--	----

公 告公告第 269 号
令和2年3月25日

熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する要領

熊本市一般競争入札実施要領(平成19年告示第230号)の一部を次のように改正する。

3(2)中「特殊なもの、高度な技術力を要するもの」を「熊本市建設工事技術提案型総合評価一般競争入札試行要領(平成28年公告第242号)若しくは熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領(平成21年告示第565号)によるもの」に改め、3(2)の次に(3)として次のように加える。

(3)入札後審査方式のうち、特殊又は高度な技術力を要するものにあつては入札後審査方式(技術要件設定型)により入札手続を行うものとする。ただし、特殊なもの又は高度な技術力を要するものにあつて、市長が必要と認める場合には、入札前審査方式によることができるものとする。

4(3)中「ただし、」の次に「既に審議を経た事項と同一の事項を競争入札参加資格とする対象工事等については、その限りでない。また、」を加え、4(6)中「ただし書」を「後段」に改め、「入札前審査方式」の次に「又は入札後審査方式(技術要件設定型)」を加える。

9(4)に次のただし書きを加える。

ただし、入札後審査方式(技術要件設定型)にあつては、審査会の議を経て、確認を行うものとする。

13(2)中「決定する。」の次に「ただし、入札後審査方式(技術要件設定型)にあつては、審査会の議を経て、確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定するものとする。」を加える。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。